ルクセンブルク	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート
ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール
5	480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75
5	480	400	20	2,950	20	8,000	4,000,000	2.0	20	1.75

サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア
リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	ドル	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル
20	650	215	2.0	4	6	700	5,200	20,000	280	730
20	650	215	2.0	4	6	700	5,200	20,000	280	730

エリトリア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	ジンバブエ
ナクファ	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	ドル
84	76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	6
84	76	3,000	3,000	49,000	700	3,000	15,700	146	1,000	6

スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル
スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ
12,100	83	3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000
12,100	83	3,000	14,000	17	8,700	101	3,000	3,000	75	25,000

マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
9,700	3,000	100	24,500	260	200	360	50	30	8,300
9,700	3,000	100	24,500	260	200	360	50	30	8,300

附　則

1　この省令は、領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四号）の施行の日（令和八年七月一日）から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号に掲げる事務の処理の申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた同令第一条第一項各号に掲げる事務の処理の申請に係る手数料については、なお従前の例による。